

平成 30 年度

事業計画・収支予算

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

本 部

## 目 次

1. 平成 30 年度 事業計画

2. 平成 30 年度 収支予算

## 1. 平成30年度 事業計画

## 1. 平成30年度 事業計画

### (1) 概況

社会福祉法改正に基づき、昨年度は理事定数を見直し評議員会を設置するとともに、理事・監事の選任、決算の承認、社会福祉充実残額の承認等について評議員会の決議を得てきた。平成30年度においても引き続き、経営組織のガバナンス強化を図るとともに、ホームページに事業計画・報告、決算書等を公開し、事業運営の透明性向上を推進していく。

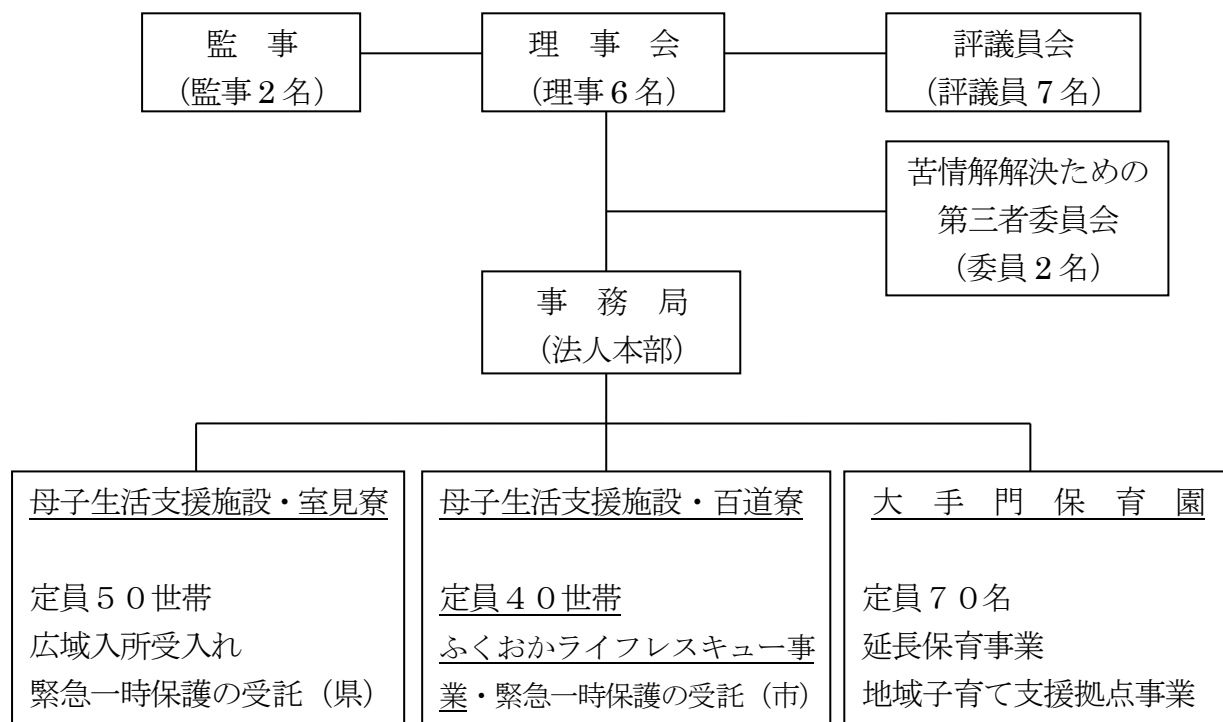
地域における公益的な取組としては、新たに母子生活支援施設・百道寮で「ふくおかライフレスキュー事業」を実施するとともに、緊急一時保護事業（受託）や地域子育て支援拠点事業など地域貢献事業に取り組んでいく。

近年の母子生活支援施設における入所者の減少化傾向については、平成30年4月に百道寮の定員を改定（45世帯→40世帯）するとともに、福祉事務所等に対して母子生活支援施設の現況等（受入れに余裕がある）を周知し、入所者の動向を注視していく。

人材確保・人材育成については、国の予算措置による児童福祉施設職員の処遇改善策を踏まえ法人の職員・非常勤職員の給与等を改善してきたところであるが、非常勤職員については引き続き更なる処遇改善を検討していく。また、新たに人事考課制度を導入し、職員の育成、人事配置、公平公正な処遇等を図っていく。

施設・設備については、大手門保育園と室見寮寮舎の改修工事が終了し大きな山は越えたところであるが、平成30年度も残された老朽箇所・水回り等について計画的に改修をすすめていく。

### (2) 法人の組織（H30.4.1）



### (3) 基本方針

法人の基本理念である「安心して生活できる場と子育て支援」に基づき、利用者の質的变化と福祉サービスの多様化を的確にとらえ、施設に暮らし若しくは施設を利用する人が、心身ともに健やかに育成されるよう、その自立を促進しながら、児童福祉の向上に努めていく。

### (4) 事業活動

#### ① 諸会議の開催

理事会等を次のとおり開催する。また必要に応じ臨時の理事会を開催する。

平成 30 年 4 月	苦情解決に関する第三者委員への報告会
平成 30 年 5 月	監事監査
平成 30 年 6 月	理事会（決算・事業報告等） 定時評議員会（定款改正・決算承認等）
平成 30 年 11 月	理事会（補正予算等）
平成 31 年 1 月	理事会（規程等の改正、補正予算等）
平成 31 年 3 月	理事会（予算・事業計画、補正予算等）

#### ② 地域における公益的な取り組み

社会福祉法改正により法人の責務とされた「地域における公益的な取組」については、定款を改正のうえ、母子生活支援施設・百道寮において「ふくおかライフレスキュー事業」に取り組んでいく。また、緊急一時保護事業（受託）や地域子育て支援拠点事業などそれぞれの施設において引き続き地域貢献事業にも取り組んでいく。

#### ③ 人事考課制度の導入

新たに人事考課制度を導入し、公平・公正な人事管理制度の構築や職員の資質・能力の向上を図り、働き甲斐のある職場環境づくりを目指していく。併せて、勤務成績に応じた昇給昇格制度の見直しや定期昇給月の統一などを実施する。

具体的には、施設長は業務執行計画書（中長期の課題や重点的事業の抽出等）を職員と作成し、達成度を自己評価のうえ理事長面接を実施していく。職員は目標管理シートを作成し、業務振り返りシート作成後に施設長面接を実施していく。職員と対話していく中で人事考課制度の定着を図っていく。

#### ④ 職員研修の実施

職員の資質向上と人権意識の向上、倫理観の保持を図るため、人権研修、個人情報保護及びハラスメント防止に関する研修を実施する。また、これまでの研修に加え、新たに自主研究・発表会を3施設合同で年1回開催していく。

#### ⑤ 社会福祉充実残額の算出と報告

社会福祉充実残額を算出し、評議員会の承認後に福岡市長へ報告する。